

吉備国際大学研究紀要  
(人文・社会科学系)  
第29号, 89-101, 2019

## 「翻訳的社会教育論」の再検討

—谷本富の社会教育論—

倉知 典弘

### Study on “Translated Social Education Theory”

—about Tanimoto Tomeri’s Social Education Theory—

Norihiro KURACHI

#### Abstract

The purpose of this paper is to research what did Tomeri Tanimoto think about Social Education. For this purpose, three Tanimoto’s famous thesis were examined.

Tanimoto’s thought was said to be divided into four period-Herbart period, nationalistic education period, New education period and Democratic period. Firstly, Tanimoto discussed “Social Education” in New education period. In “Shin-Kyouikgaku-Kougi”, “Social Education” had mainly four meanings, To extend education for society, to change education to unite society, Social pedagogy, to teach solidarity. About method of social education, Tanimoto mentioned university extension. Secoundly, in “autonomy and social education” Tanimoto mentioned “Social Education” as education out of school to teach solidarity. Finaly, he mentioned facility of social education. In that paper, so many examples were indicated.

Tanimoto’s thought of Social Education was some meaning, education by social, education with social, education for social, especially unite as nation. The feature of his theory is that his theory was depended on so many cases in Europe. That is why his theory is always called “Translated Social Educarion theory”. And his theory of social education had not changed since he mentioned first.

**Key words** : Tanimoto Tomeri, Social Education, university extension

キーワード : 谷本富, 社会教育, 大学拡張

## 1. 本論の意図

「社会教育」という言説や理論の形成過程については、これまで多くの研究が積み重ねられてきた。その嚆矢となったのが宮原誠一の「社会教育の本質論」<sup>1)</sup>をはじめとする一連の研究であろう。その後、宮坂広作の『近代日本社会教育史の研究』<sup>2)</sup>が公刊された。宮坂が明治以降の多くの社会教育論を収集しその検討を行ったことは、その後の社会教育史研究（特に、思想史研究）に多くの貢献をなした。以降、社会教育概念の変遷を詳細に追った研究は小川利夫<sup>3)</sup>や佐藤三三<sup>4)</sup>や松田武雄<sup>5)</sup>等が中心となって行われてきた。特に松田は社会教育概念の形成過程を「社会の教育機能」に着目することで明らかにしようとするものであり、社会教育史研究に対して新たな視点を提示しようとするものであった。

そのような研究状況のもと、筆者は社会教育の概念の形成過程を主に「社会学」のような西洋諸国での「社会」概念や「社会」理解の受容という観点から検討を行ってきた<sup>6)</sup>。その中で受容する主要な学問がドイツのものに変化する中で社会教育概念が大きく変容してきたことが示された。このように受容する学問体系の変化が社会教育概念の形成に大きな影響を与えているとするならば、西洋諸国における多様な成人教育の実践などの情報が社会教育概念に大きな影響を与えることは明白である。その点を検証するために、宮坂が「翻訳的社会教育論」として分類していた社会教育論を再検討することが重要な作業となる。そこで、本論では「翻訳的社会教育論」に分類される谷本富の社会教育論について検討を行う。どのような西洋における思想が彼の社会教育論には反映されているのかを明らかにし、社会教育概念の形成過程をより明確にする。

さて、谷本の社会教育論については、宮坂広作が触れたのが最初である。宮坂は、『新教育講義』と『最新教育学大全』の2冊に現れた「社会教育」論

について簡潔に紹介しているが、その要点に触れたのみである<sup>7)</sup>。一方で、『社会的形成論』の中では「自治と社会教育」（帝国地方行政学会『地方行政』、1920）の論考を検討し、その社会教育批判のあり方を検討している。滝内大三も京都帝国大学時代の動向として社会教育について触れているが、『新教育学』の検討の一環として触れているのみであり、谷本の社会教育論は「翻訳的社会教育論」という側面が強いこと、「富自身、まだつきつめて考えていないのだろう」ことを指摘するのみである<sup>8)</sup>。それに対して福西信幸は谷本の社会教育論を正面からとりあげ検討している<sup>9)</sup>。福西は谷本の社会教育論を修養論の観点から照射するのみならず、宮坂が触れた自治と社会教育の関連性についても述べている。特に谷本が「文化運動」という観点から学校以外の教育をとらえていたことを高く評価する一方で、社会教育が能動的なものとして考察されていないことを批判している。

また、谷本の社会教育思想の検討の際には、後述する谷本自身の教育思想の変遷にも留意が必要である。しかし、今までの研究では、彼の思想の変遷との関わりを十分に論じていない。彼の教育思想の変遷が社会教育論にも反映されているのかを検討することも本論の課題である。

## 2. 谷本富について

### (1) 谷本富の生涯

谷本の社会教育思想の検討を始める前に、谷本の生涯及びその教育思想の変遷を検討し、彼の社会教育論の背景を整理する。

谷本は1867（慶應3）年に高松に生まれた。5歳のときに父を亡くし、以降祖母の手によって養育される。このころから彼は西洋の知識に対する興味が深かったようである。彼は最先端の西洋の知識を学ぶため愛媛県立高松医学所に入学する。1881（明治

14) 年卒業したのち、県立病院に勤務したのち東京大学医学部に入学するため医学部別科を受験するが、入学することはなく翌年中村正直の英学校である同人社に入学した。この同人社においてはスペンサーやミルなどの思想を学んでいる。1885（明治18）年に同人社を卒業後、東京大学文学部哲学科に入学する。ここでは外山正一、元良勇次郎などから教えることとなる。1889（明治22）年に卒業後、帝国大学文科大学特約生教育学科に入学する。この時期にハウスクネヒトからヘルバルト派教育学を学んでいる。この時期について滝内は、「富はヘルバルトの教育学が学びたくて特約生になったわけではなく、ハウスクネヒトの所説を全て是認したわけではなく、教材の選定や「キリスト教的個人主義道徳」に対してもハウスクネヒトと対立することもあったことを指摘する<sup>10)</sup>。その背景には、同人社で学んだ彼なりのスペンサー理解や伝統へのこだわりがあった。このような対立がありながらも、ヘルバルト派の教授学について彼は積極的に学び、歴史教授の方法論を構成する。この方法論をもとに1890（明治23）年には特約生教育学科を卒業し、山口高等中学校教授に就任するが、3年の勤務の後、学生ストライキの責任を取って教授職を辞任することとなる。この短期間の間に彼は5段階教授法に基づく「修身科教授細則」を著している。

1894（明治27）年には東京高等師範学校教授に就任し、1898（明治31）年からは文部省視学官を兼任する。この時期に、谷本の初期の思想を示す『実用教育学及び教授法』や『科学的教育学講義』が出版される。特に『実用教育学及び教授法』は谷本がヘルバルト派であるという評価を社会に広めることとなる。1899（明治32）年から3年間は文部省の命により欧州留学を行う。その過程で彼は西洋で展開されていた新教育の思想などに出会い、彼の教育思想に大きな影響を与えることとなる。

1903（明治36）年に京都帝国大学理工科大学講師

に就任するが、これは文科大学の創設を俟つためのものである。1905（明治38）年には教育学関係で最初の文学博士号を授与される。この京都帝国大学時代には本論で検討する『新教育講義』をはじめとする多様な著作が出版される。しかし、1913（大正2）年に京都帝国大学総長である沢柳政太郎から他の7名の教授とともに辞表の提出を求められ、退職をすることとなる（いわゆる「沢柳事件」）。「沢柳事件」の背景には前年に起こった乃木希典の殉死に対する批判的な談話が、谷本に対して社会的批判を引き起こしたことがある。従来はこの社会的批判が理由で、沢柳が谷本に辞職を迫ったとされていたが、竹中暉雄は谷本の「言動が体制側にとって極めて目障りで不愉快であったことは、否定できない」<sup>11)</sup>と述べているが、谷本の政策批判の言説が要因としても考えられよう。この京都帝大を追われたことが彼の業績が未完のままとなったと滝内は指摘している<sup>12)</sup>。

京都帝大を追われて以降、谷本は龍谷大学の講師を1944（昭和19）年に辞任するまで勤め上げることとなる。その龍谷大学在任中に彼の教育思想の集大成ともいえる『最新教育大全』が出版された。そして、戦後間もない1946（昭和21）年2月に79歳で永眠する。

## (2) 谷本の教育思想の変遷について

### 1) 谷本の教育思想の時期区分

以上が谷本の生涯であったが、堀松武一によると彼の教育思想は以下のように大きく4つの時期に区分されるといふ<sup>13)</sup>。

第1期 ヘルバルト教育学の受容

第2期 国家主義教育学の主張

第3期 新教育の主張

第4期 民主主義と実験主義に基づく教育の強調

以下、堀松及び福西らの研究によりながら、谷本の教育学の傾向を堀松の時期区分に基づいて検討する。

## 2) 第1期の教育思想—ヘルバルト派と国家主義教育の統合

第1期を代表する著作として『实用教育学及び教授法』(明治27年)『科学的教育学講義』(明治28年)の2つの著作があげられる。日本においてヘルバルト教育学が積極的に受容された原因は、道徳的品性の陶冶を教育の目的とした点が当時の修身を中心とした教育方針に合致していたこと、5段階教授法という形式的な教授段階を主張していたことにある。もっともこの理解は、ヘルバルト教育学のもつ原理的な要素を換骨奪胎したものであり、ヘルバルト主義そのものであったとは必ずしもいえない。谷本も「外見上」は「ヘルバルト派の教育学」は「単に個人の完成を望む者」であり、「教師と生徒の関係は純然たる個人的にして国家の歴史、社会の慣例など」を全く省みないものであるということに関して「肯定せざるを得」ないが、国家的教育と相いれないものではないと主張し、ヘルバルトの唱えた5理念と儒教の五倫五常を結びつけ、さらに教育勅語の徳目とも対応させた。このように谷本はヘルバルト派教育学を「国民道徳の陶冶」に置き換えたことになる。このようなヘルバルト主義の教育学の主張は上述の2冊の著作を通じてだけでなく、教育会における講演などで披露され、彼は「東洋のヘルバルト」「小ヘルバルト」などと称されるようになった。

なお、この第1期の段階には、社会教育に関する主張などはみられず、あくまでも学校教育における教授法などに谷本の視野が限定されていたといえる。

## 3) 第2期 国家主義教育学へ

谷本がヘルバルト主義から国家主義教育学への「転向」を明らかにしたのが1897年に帝国教育会の講習会での連続講演であろう。この講演の内容は『将来の教育学全一名国家的教育学卑見』<sup>14)</sup>として翌年に刊行された。この著作は「1900年代初頭の教育学説に新しい風潮を生み出すきっかけとなった」<sup>15)</sup>

とされるものであるが、その冒頭ヘルバルト=谷本と呼ばれるのは御免蒙ると宣言したのである。

谷本は『将来の教育学』において国家的教育学には以下のような予定があると述べる。第1の予定が「個人は国家を離れて存在せず」(p.60)ということであり、第2の予定が「国家の品位勢力は個人の品位勢力に属す」(p.61)ということである。第1の予定は、国家の力を強くみたもので、第2の予定は個人の力を強くみたものであると谷本は主張している。第1の予定からは「国家心の育成」とお互いに助け合う「互順の徳」という教育目的が導出されることとなる(p.145)。谷本は国家有機体説をとるのであるが、その際国家に個人が従属するものとはとらえておらず、個人はある程度独立したものとして存在することを指摘する。そのため国家と個人をつなぐものとして「国家心」が導入され、それこそが「国民教育」にとって重要なものと理解される。「互順の徳」は当時の社会主義思想の展開や産業社会への転換に伴う社会の混乱状況に対処するために掲げられたものである。ここでは、当時日本の教育思想界に広まっていたウィルマンの社会的教育学の影響をみてとることができる。

彼の国家的教育への転換は、個人主義的であるヘルバルト主義教育学から大きく転換したように映る。しかし、谷本が自身でも述べるように、ヘルバルト主義を完全に排除したわけではなく、教授法や個人の能力の向上という側面からは継承しつつ、一方の教育目的における「国民道徳の陶冶」という観点を「補足」するために「国家的教育学」を積極的に展開しようとしたのである。

なお、社会的教育学やそれに基づいた国家的教育学は熊谷五郎や樋口勘治郎の思想にみられるように「社会教育」の思想を生み出す契機になることが多かったが、この段階の谷本の所論ではまとまった形での社会教育論が生み出されているわけではない。



#### 4) 第3期の教育思想—新教育の主張

谷本は文部省の命による3年間の欧州留学を経て新たな教育主張を唱えるようになる。それが「新教育」の主張である。

谷本は自身が唱える新教育は「活人間」を育成する「活教育」であると繰り返し主張する。「活人間」とは古来の忠孝などの道徳だけではなく（谷本は旧習の墨守は否定するものの、その意義は否定していない）「卑屈怯懦を戒め、勇往邁進、自家の長所を発展して以て国運の隆盛を計る」「自己発展主義」の人物のことを意味している。この「活人間」の意味からもみられるように、谷本は個人の能力の育成に焦点を当てている点では個人主義的にもみえるが、一方でそれを「国家の隆盛」のためのものと位置づける点において国家主義的でもある。この個人主義と国家主義の統合を図るのが谷本の「新教育」であった。個人の能力を育成する教育として谷本は「自学補導」という方法論の原則を打ち出していく。この「自学補導」を通じて教育を行うことが谷本における「活教育」である。「活教育」は、自然の原則に従い、自然の順序に従って子どもの意欲を引き出し、学習させることを意味している。

なお、谷本の新教育の方針は、彼が繰り返し述べた「新教育綱領十か条」にみることができる。

「第1条 子弟をして何事にまれ、偉大ならんと  
の志を立て漫に卑屈ならしむべからず

第2条 自ら勞して立身出世せん事を心掛け親譲りの身代などを当てにせしむべからず

第3条 官吏、月給を唯一の目的とせず、寧ろ実情に従事して活動せしめるべからず

第4条 家郷愛着の念を打破り、万里遠遊の志を奮起せしめるべからず

第5条 都会の生活を好まず、村落僻地に在るを喜ぶの情あらしめるべからず

第6条 高等の学校に入る者卒業證書を過重視せず、唯是立身の門出と心得終生自修発展を怠るべからず

らず

第7条 万事理論のみを過重視せず、寧ろ実地の熟練を大切に思はしめるべからず

第8条 早婚を戒め又楽隠居など卑屈の心あしむべからず

第9条 酒食の欲を節し品行を慎み心身健全にして長寿ならしむる様心掛けしめざるべからず

第10条 信用を重んじ、虚偽を卑むの風を養成せざるべからず」（『新教育講義』pp.129-130）

このような綱領は谷本独自のものではなく、フランスのドモランの考え方を谷本なりに消化したものである<sup>16)</sup>。当時の谷本は、このドモランの思想に大きな影響を受けている。ドモランはイギリスのセシルレディが展開していたアボツホルムの学校を見学し、その影響を受け、「ローシュの学校」を設立した人物である。彼は、当時のイギリスの力の秘密を国民教育方法の相違とみなし、フランスの教育改革の提言を行った。このようなドモランの問題意識は、西洋列強に追いつかんとする日本と重なる部分があった。それゆえ、谷本はドモランの思想に共鳴し、自身の教育学にも積極的に受容したのである。

このように国家主義と個人主義の統合を図った谷本の新教育主義であったが、この新教育主義の展開の中で当時広く認知されつつあった「社会教育」に関する言説が見出されるようになる。谷本の洋行体験やそれまでの社会的教育や新教育への着目が、社会教育に対する谷本の理解を他者に披露するレベルにまで引きあげたと考えられる。

#### 5) 第4期の教育思想—民主主義と実験主義に基づく教育

大正期は「大正デモクラシー」という言葉に代表されるように自由主義的傾向、民主主義的傾向が強まった時期であり、教育思想や教育政策もこの大正デモクラシーの影響を受けて、一方で大正デモクラシーのもつ自由主義的傾向を押しとどめるために形成されていく。谷本の教育論もこの時代状況を受け

て変化していく。この時代の谷本の教育論は「どちらかといえば個人的側面が強調されている」<sup>17)</sup>といえる。堀松らによる谷本の先行研究では、このときの谷本の教育改造の理論が、谷本のデモクラシー理解から導き出された3つのY、すなわち democracy, Individuality, Solidarity に基づいたものであることに着目している。しかし、この3つのYのうち、ソリダリティー（団結）が「互順の徳」と同様な意味をもつものと谷本の中で理解されていると思われ、その意味では国家主義的な要素が色濃く残されているとも考えられる。

この時期は谷本の教育学の一応の到達点を示すものであり、この時期に出版された『最新教育学大全』は谷本の教育学の全体を指し示すものである。「社会教育」についても「社会的教育施設の一般」というタイトルで論じられている。この『最新教育学大全』は西洋における多様な教育思想や実践を参照しながら、学校のあり方等を詳細に論じたものであり、大正期の教育思想・社会思想の性格を色濃く反映したものとなっている。

なお、これ以降谷本は宗教教育に関する執筆などを積極的に行うようになってきている。

以上、谷本思想傾向について簡潔に検討してきた。その中で明らかになってきたのは、国家主義的な傾向をもちながらも、当時の日本において積極的に受容されていた思想を柔軟に取り込みつつ、谷本の教育思想が形成されてきていることである。その中で「社会教育」に対する着目も生まれ、理論化がすすめられたことである。

### 3. 谷本社会教育論

#### (1) 『新教育講義』にみられる「社会教育」論

『新教育講義』は文部省の命による欧州留学から帰った谷本が行った連続講演をまとめたものである。彼は、この講演の中で社会教育について初めて明確な形で論述した<sup>18)</sup>。

谷本はこの著作の中で社会教育の意味を以下の5つとして示す。①「学校並びに家庭以外に於て直接的或は間接に行ふ教育事業の社会的影響を総称するもの」(pp.525-526) ②「教育の社会的方便…社会の力を借りて教育する…社会と云ふことを教育の方便に使う」(p.548) ③「教育の社会的目的」ととらえること「所謂社会的教育学」(p.553) ④「共存同衆と云ふことを教ふる」(p.565) ⑤学校において「恩恵均霑」を直接間接に教えること (p.590) としている。

①の指摘は初期社会教育論に頻繁にみられる教育の三分法による社会教育の定義である。具体的なものとしても教育的団体、宗教的団体、協会などの諸団体や博物館、図書館、動物園といった施設、新聞雑誌、講壇演説などがあげられる。その中で彼が最初に議論を行ったのが演劇などの改良である。彼は「社会教育上教育者の注意すべきことは暗示を避けること」(p.530) として、少年などを寄席や演劇の鑑賞に行かせないことを指摘するとともに、高尚なものについては公会堂や学校に招いたり、教育会が積極的に利用することを提案する。特に、①で彼が紙数を割いて検討したのが「大学拡張」である。イギリスのケンブリッジ大学の事例など欧州における実際をあげ「大学をして一個の社会教育の機関たらしめ」る (p.533) ことを主張している。ここで垣間みえるのは、彼が欧州留学でみた「大学拡張運動」の実際に対する驚きである。この大学拡張運動については他の部分に比べて実際の経験が多く語られており、彼の驚きが現れている。そして、当時京都で広がり始めていると谷本が感じていた「青年会」を利用した講話会などを積極的に推し進めることで「大学拡張の一步」となすことを提案する (p.544)。欧州の大学拡張に大きな感銘を受けた谷本であったが、日本における「夏期講習」については「日本が一番旺ん」(p.544) であるとして、多趣味にすべきであるという改善点をあげながらも高く評価してい

る。「大学拡張は私の理想である」とはっきりと声明し、大学の講師を呼んで講話会を開くことが「大学拡張に一步でも近付く」(p.547)と非常に高く評価する。そして、大学拡張をはじめとする一連の教育事業は「教育の社会的普及」(p.548)ととらえ直される。

次に②についてであるが、谷本はさらに3つに分けて議論を展開する。第1点が一人ずつではなく団体を作って教育を行うことである。この場合、「社会教育は即ち学校教育」ということになるが、多様な階層の人間が一堂に学ぶということで公立学校において社会教育は初めて実施されるという見解にたどり着く(pp.548-549)。第2点目が「教育の材料は社会に由る」(p.550)という視点である。第3点が「学校の科目の中に特別の社会学科を置く」(p.552)ということである。具体的には郷土誌、法律、経済を教えることを提案する。この社会学に基づいた科目を学校に置くという主張は当時の「公民教育」の主張にみられる図式である。

次の③は「社会教育」=「社会的教育」としてとらえるものであるが、当時の日本を席卷していたウィルマンらの社会的教育学を批判しながら論じられており、かつ、彼の新教育以前の思想との関連を指し示すものとしても重要である。彼は「一個人の心を教育するのではなくして一個人を教育して其の固有の社会心を発揚せしめ以て社会の爲めになると云ふやうな人を造るのがすなわち社会的教育学」と定義し、さらに「国家的教育学」は「一種の社会的教育学」(p.555)とまで述べる。ただし、谷本は社会は国家よりも広い世界的な広がりをもつものであることも改めて述べている。

当時、日本で影響力をもったウィルマンの社会的教育学であるが、ウィルマンと自身の思想の違いを谷本は「日本的国家的社会的教育学」を目指したこと(p.558)とし、その違いを「社会即個人」と「個人即社会」との違いであると説明する。谷本の考え

方は「一個人の心を上げたものがすなわち社会心だから各個人を完全に発達せしめたならば社会心も国家心も自ら起こつて」くる(p.563)として、社会を教育するために個人を教育するというウィルマンの立場との相違を述べる。「個人即社会」は、社会の習慣などの束縛を超える可能性があるとして「進歩主義探る」ための思想的な立場であることを指摘する。この「個人即社会」の考え方が、『将来の教育学』で示した国家主義的な立場と個人主義的な立場をつなぐものとして位置づけられる。谷本は人は国家を離れて生存することができないこと、「一国の品位勢力」は「国民の品位勢力」に属するものであると主張していたことは先に触れた。谷本は「日本程国家心の発達している土地はない」(p.561)ととらえており、その意味では一つ目の条件についてはすでに満たしていると考える。そこで彼が検討すべきだと考えたのが「国民の品位勢力」であった。このようにみえてくると彼の教育論は『新教育学講義』の段階では、本人も認めているように、個人主義的にみえるが、実質は個人の能力を育てることによる国家主義的教育或は社会的教育を達成しようとする思想的な試みであり、その意味で『将来の教育学』と『新教育学講義』の相反するかのような二つの主義は重なっていたといえることができる。

次に④についてである。谷本によれば、「共同同衆」とは「人間は相互に補助すべく相互に献身的に務めを果たす」(p.565)ことを意味しており、人が社会生活を営むことは他者の行為に依存しているという「社会的負債」(p.568)の考え方を背景にした「勤務の交換」(p.569)に基づく生活のあり方である。この発想は「レオンブルジョア」が唱えた「ソリダリティー」(団結)の思想を下敷きにしたものである。そして、教育の目的は「勤務の交換をなすに適當なる社会的生存と為す」ことである(p.570)という結論にたどり着く。このソリダリティーを重視した教育が「社会的教育」(p.571)である。なお、



この「勤務の交換」に基づく社会の団結という議論は社会主義を批判するための理念としても用いられている。社会主義思想は「取りたい取りたい」という思想になるが「ソリダリティー」を重視した「社会的教育」は「与えよ与えよ」という思想であり相いれないとするのである。また、この思想は「社会的負債」を個人が負うことを前提としているため自由の主張を抑制するものともなると述べており、社会統制の手段として社会教育を位置づける当時の社会情勢を支持するものとなっている。

最後の⑤であるが、ここで示された「恩恵」とは社会の進化に伴って生まれてきたものを指しており、それを幅広い人々に広めていくことを示している。その意味では①の中で示された教育の社会への拡張と重複するものである。この⑤については、社会主義と社会教育の相違について特別に述べた講演会で述べられたものであり、社会主義を抑制するという意味をもったものであることにも留意が必要である。

以上、『新教育講義』にみられる「社会教育」を検討してきた。この段階の谷本の「社会教育」論は、学校教育改革を含んだ学校を中心とした社会教育論であったと評価できる。特に、彼が「ソリダリティー」の概念を社会教育の方針として掲げたことは、谷本の教育思想の連続を考えるうえで重要なものである。谷本の「社会教育」は乗杉嘉寿などにもみられる発想とも類似する点が多いことも事実であるが、国家統制のための手段として位置づけながらも個人主義的な要素を多く見出すことができることも特徴的であろう。

## (2) 「自治と社会教育」にみられる「社会教育」論

『新教育講義』の次に社会教育研究で触れられるのが「自治と社会教育」と題された論文である。この論文は『文化運動と教育の傾嚮』の中に収められた論説であるが、初出は帝国地方行政学会『地方行

政』第28巻第11号（1920）である。本論では『文化運動と教育の傾嚮』の付録として収められた論文を用いて検討を行う<sup>19)</sup>。

谷本は、「自治と社会教育」の冒頭で「我が国の文明文化」は未だに「幼稚」なものであり、国体を除いてはみるものがないが、これは「教育の未だ十分発達せざるに由る」と厳しい指摘を行っている（pp.650-651）。立憲主義が広まり、政党政治が始まってもそれは結局一部の階級による専横に過ぎない。さらに、地方自治はもっとむごいありさまであると教育の不十分さが招いた政治状況の悲惨さを嘆いている（pp.651-652）。彼は、「近代的自治の精神が十分に涵養されて居ない」（p.654）ことにその要因をみる。ここでいう「近代的自治の精神」とは「各個人自主自由独立自尊にして、人間の人間たる価値を十分に発揮し、而かも同一社会の一員としては、社会心亦大に培養せられ、相互に他人の人格を尊敬し、一面には正義を旨とし、一面には責任を重んじ、相互扶助し連帯協力するのでなければ成らぬ」（pp.654-655）と、個人として存在が尊重されながらも、社会心によって互いに助け合う精神のことを意味している。産業革命や社会的革命が進展し、自由が拡大したというものの、その恩恵は「中流以上の事で、下民一般に及ば」ない（p.657）。このような現状を打破するためにこそ、教育の根本的な改良が求められるとするのが彼の指摘である。

このような課題意識のもと、社会教育に関する議論をすすめていく。歴史的にみると国家体制が分知的になるに従い、村落のものを集めて長老がその新しい国家体制などを説明したり、読み聞かせたりする活動が起こってくる。このような活動は「一種の地方自治を旨とする社会教育」ともいえると谷本は指摘する（p.660）。また、日本では学制の公布で学校が始めて「公共化・国家化・社会化が整然と秩序立ちて」（p.661）行われ、教育の社会化がすすめられた。そのように日本の現状を指摘したうえで、西



洋では大人のための「通俗教育」がすすめられ、「社会教育の名の下に人知の啓発に貢献することは多大なものである」(p.661)と指摘する。さらに、「西洋諸国で今日学校が社会的設営となり、又社会教育が一般に交流しつつあると云ふ事は、必ずしも昔の家族本位否民族本位の学校や、又法令周知の目的で遣って居た一種の通俗教育とは同じものではない。否寧ろ全然別な性質のものであることを知って貰いたい」(p.662)と述べる。西洋における学校においては個人の機能が尊重され、そのうえで相互協力の精神を培養しようとしているのであり、「社会教育とても又固より只管人民一般に知識を啓発し、徳器を成就せしめんと務めるので、何も因循固陋な伝統的僻見を普及して、彼等を愈々愚にして仕舞ふというのではない」(p.662-663)と社会教育のもつ啓蒙的な面を指摘する。

このような教育を目指すために何をすべきか。この点について谷本はまず第一に学校や講演の内容の改革をあげる。より具体的には、講演会の講師や学校の教員を淘汰していくこと、「社会的道徳」(p.671)を鼓吹することを主張している。「社会的道徳」では①個性の尊重、②自由の敬持、③寛弘、④独創、⑤正義、⑥責任感、⑦相互共同の7項目をあげ、これらを社会教育の目標とすべきと主張したのである。この責任感と相互共同をつなぐものとして「ソリダリティーすなわち共同同衆の精神」(p.673)が掲げられる。このような社会的道徳の振興が地方自治の振興に寄与すると谷本は結論付ける。そして、このような活動を行う場所として彼は学校をとりあげ、学校を子どもの学びの場としてだけでなく、娯楽や運動などの場所としても利用することで、学校が「自治の社会教育機関」(p.674)になると指摘する。

以上、「自治と社会教育」の内容を検討してきた。ここでは、古い慣習などにとらわれることなく、個人を尊重した上での連帯を社会教育の目標の一つと

して掲げ、学校を改めて地域における学習の場としようとしたことが示された。この「連帯協力」は『新教育講義』の段階から教育の目標として重要視されていたものであった。連帯協力を示すsolidarityの概念は、谷本のデモクラシー論の核となるものであった。これが、地方自治を推進するための基礎的な態度として教育の目標として掲げられ続けていることは特筆すべきである。しかも、先ほども述べたがsolidarityの概念は国家教育学の時代に「互順の徳」という形でも表現されていたものにも類似する。この意味では、『国家教育学』から継承された部分であると指摘することは妥当である。さらにいえば、このsolidarityにしる「互順の徳」にしる、個人の尊重をベースとするとはいえ、論理的には自由の制限、社会主義思想の抑圧という方向性をもつものであったことは留意をしなければならない。

### (3) 『最新教育学大全』にみられる「社会教育」論

谷本が最後にまとまった形で社会教育について述べたのは『最新教育学大全』<sup>20)</sup>であった。この著作は、彼が龍谷大学で講師を務めていた際に刊行されたものであるが、結果的にこの著作が谷本の教育学の到達点を示すものとなった。

彼は、教育制度の一つとして学校、家庭などと並び「社会的教育施設」をあげた。「社会的教育施設」とは「学校以外」で「国民の教育に実助するもの」を指す。これは「社会教育と呼び通俗教育と称するものとはその包含する所自ら相同じ」ではなく「寧ろ文化普及宣伝の施設」といった方がよいものであるとする(p.991)。この指摘にみられるとおり、『最新教育学大全』にみられる記述は「社会教育」そのものを扱ったものではない。彼にとってはより広範な文化施設ともいえるものである。

この「社会的教育施設」を谷本は以下の9つに分類する。すなわち、①「報導通信を主とするもの」(新聞・雑誌等)②「蒐集供観を旨とするもの」(博

物館・図書館・動植物園等) ③「保存表彰を旨とするもの」(河川などの自然や建築などの人造物) ④「説教教授を旨とするもの」(夜学校・日曜学校・大学拡張等) ⑤「訓練修養を旨とするもの」(青年会・婦人会・旅行団等) ⑥「競技優勝を旨とするもの」 ⑦「享楽観賞を旨とするもの」(演劇・活動写真・寄席等) ⑧「団結協力を旨とするもの」(学会・協会・大会等) ⑨「匡救改善を旨とするもの」(感化院・監獄・田園学校等) の9つである (pp.991-994)。この中でも①の「報導を主とするもの」のうち、特に「日刊新聞の如きは未だ必ずしも教育を以て直接の目的を為さずと雖實際は最有力の民衆教育機関」(p.992) とその影響力の強さを指摘する。このような分類を先にあげた後にそれぞれの項目について詳細に検討していく。検討の際、谷本は多くを西洋の事情を紹介し、場合によっては日本のそれと比較しながら様々な改善提案などを行っている。なお、その際⑥と⑨に該当するものについては具体的な記述をみることができない。

①については、新聞が私利私欲のために刊行されていることを嘆いているが、これは新聞の発行が株式会社によって担われており、広告に収入を依存しているため仕方がなく、「相応の資本を集積して不霜独立の新聞紙」を発行することができれば「社会教育」のためになるだろうがそれも不可能であるので、大新聞に向かって「教育上の利害を顧慮」することを望むほかない (p.998) と悲観的な見解を示す。そのうえでアメリカの心理学者であるスタンレー・ホール (Granville Stanley Hall) の所論を紹介する。特にホールの述べた「教育と新聞記者との連携」の3つ、すなわち①教師が検閲係となり児童や青年にみせるべき新聞を推薦すること、②教室で新聞を利用すること、③「新聞紙を介して父母と意見の交換」すること (p.1000) を掲げる。そして、新聞記者が教育に関する事項などを積極的にとりあげてくれることを期待するのである。

②のうち谷本が強調したのが図書館についてである。まず図書館には学術研究用のものと「通俗的」の2つに区分する。特に「通俗図書館は規模取て大なるを望まず、寧ろ其の数多くして広く行渡り、貸出など極めて簡便にして、特に同一書籍を成るべく多くの部数備へ付くるを第一とす」(p.1007) と小規模で多くの図書館をつくり、同じような内容の図書を置くという画一性をもった図書館として構成する。この通俗図書館が社会的教育施設として文化の普及などに寄与すると考えたのである。図書館についていえば、図書館利用を促進するための「図書館員の養成」、「教育事項研究調査」のための機関として「教育図書館」の普及に対する期待も述べている (p.1010-1012)。図書館以外では、博物館・公園・植物園・動物園といった常設のものや博覧会・展覧会などがとりあげられ、その中でも教育博物館・教育博覧会・児童博覧会・婦人博覧会などが名称をあげて触れられている。博物館などには、西洋諸国の事例の紹介が大半を占めており、分類・目録の作成を特に強調するがそれ以外に特にみるべきものはない。

③は現在では観光資源などとして取り扱われることが多い自然環境や建築物に代表される文化的資源を教育に活用するための手段が論じられている。案内看板を設置したり、観賞用の天蓋をつけるなどの措置を行うことで教育施設として整備することの大切さを述べたものである。

④としては「学校並びに之に準ずべきもの」が第1に来るべきであるとしているが、その中で谷本が中心にとりあげたのが「夜学校」である (p.1026)。この夜学校や夜学校に準ずるものとして「コンチニューエーション・スクール」「フォルトビルズングス・シューレ」等があげられている。これらには職業的なものや体育的なものもあり、内容が高等レベルにも達するものがあり、これらは「大学拡張運動」(p.1027) と同等なものであると述べる。そしてさらに、欧州で展開されていた「継続教育」について

も多くの事例を紹介している。そのような西洋の状況と比べて日本においては、実業補習学校が制度化されたものの、まだ成熟していないことを嘆いている。なお、彼はフォルケホイスコーレの事例も紹介している。その後、日曜学校についての検討を行い、日曜学校が「善良な人民を教養」するので、教会付属の施設ではあるが軽視してはならないと述べる (p.1036)。その後、講習会・講演などを述べた後、最後に「大学拡張運動」について述べている。「大学拡張運動」は大きく講演、学術としての研究、通信教育の3つに分けられ、諸外国の事例を紹介する。特にアメリカとイギリスの事例が注目されており、その他にフランスのコレージュやアソシアシオン、ポリテクニクが紹介される。さらに、大学拡張などと関わるものとしてセツルメント運動が紹介される。特にバーネットが設立したトインビーホールを「東倫敦の社会教育の中心」(p.1044)と高く評価している。そして「学校を社会中心とする運動(スクール・アズ・エ・ソシヤル・センター)」をセツルメントに類似するものとして紹介し、教育中心事業として展開される夜学校に触れるなど多様な学校を中心とした教育事業について紹介している。学校形態のものとしては、労働者に科学的な知識を教授する機関として労働者学校に関する記述も含まれており、彼が学校を中心とした、あるいは学校形態の社会教育に着目して紙面を割いたことは注目されてもよい。ここに示された事例は現代の社会教育研究においても社会教育の主要な実践としてとりあげられることも多いためである。このような学校中心、学校形態の「社会的教育」をよりよいものとするために彼が最後に指摘するのが「従事する人物の養成」である (p.1052)。具体的な措置について言及しているわけではないが、社会教育の従事者の養成について若干触れたものである。

⑤についてまず谷本がとりあげたのが青年会である。青年会が「地方自治の気風を培養せんとするは

明なれどもデモクラチックの精神欠如せるは未だ時勢に合せず」(p.1055)と日本のありようを批判したのち、キリスト教青年会(YMCA)、少年団、ボーイスカウトなどの諸団体を紹介する。ここでは事例の紹介が大半であったが、これらの諸集団が青少年の自治的精神をはぐくむものとして注目されている。

⑧は、「志を同じくする者一致団結して協力するにあらざれば、運動効なく、宣伝に反響なからん。是れ到處協会と謂ひ組合と謂ふもの、頗る多き所以なり。社会教育に於ても亦固より然り」(p.1066-1067)として多様な団体が社会教育に関与していることを認め、その事例をあげている。具体的にはイギリスの「ナショナル・ホーム・リーディング・ユニオン」「コーオペラチーフ・ホリデース・アソシエーション」「ソサイター・フォア・ヂフユージョン・オブ・ユースフル・ナレージ(「必要知識普及協会」と谷本は訳している—引用者注)」、フランスの「フランシエース・アリヤンス」等である(pp.1067-1069)。家庭教育に関連しては禁酒に関わる団体も紹介されている。しかし、谷本が若干詳細に検討したのが「倫理教化運動」(ethical culture movement)というアメリカの事例である(p.1070)。この運動は、倫理文化協会という団体によって主に担われたものである。団体の設立者はアメリカの宗教教育家であるフェリックス・アドラー(Felix Adler, 1851-1933)である。アドラーはアメリカの宗教教育者であるが、倫理文化学校、ニューヨーク市最初の無料幼稚園を設立するのみならず、労働者講座の組織化や、労働者学校、マンハッタン女子職業学校の設立に尽力した人物である。この活動は「只管道徳法の固有の権威を認め、道徳的生活を以て人生諸目的中最高位を占むるものなりとせん」活動である。この運動及び団体に触発されて日本の「丁酉倫理会」は生まれている。ただし、谷本は倫理などを広める運動も文化運動のような形に拡張されるべきと考えて



おり、「倫理教化運動も本の儘にしては恐らく到底物に成らざるべし」(p.1072)と強く批判する。

⑦については、「活動写真」の教育的効果がアメリカの調査などを参考にして述べられている。「活動写真の学校内外に於る教育的勢力は実に偉大」であると認めざるを得ず、目を通じた教授に学校は変化する必要があると谷本は強く感じたようである(p.1091)。そして、アメリカにおけるフィルムの検閲を行う民間団体「国民検閲協会」の名前をあげる。この協会がフィルムを児童向けのものと一般向けのものに区別していることを紹介している。

その他演劇等について諸外国の事例を紹介しながら検討を行っている。特に演劇については、児童の年齢能力に適するか否かを考慮して「適当なる学校芝居」を奨励するという提案をしている(p.1081)。いずれにしても、取り締まりや分類を通じた「風俗改良」の社会教育論の枠内の事項である。

以上、『最新教育学大全』にみられる社会教育論をみてきた。特に大学拡張運動にみられる学校を中心とした「社会的教育」事業や団体による「社会的教育」活動に対する着目は、それらは大半が諸外国の事例紹介であったとはいえ、谷本の学校外の教育活動理解の特徴を示すものである。また、セツルメント運動や労働学校などのような労働者や下層階級に対する教育活動を単なる道徳教育の対象としてではなく、場合によっては高いレベルの知識の教授を含んだ活動としてとらえようとしている点は高く評価できるだろう。一方で、演劇の改良など「風俗改良」の側面をもった社会教育論などは諸外国の事例をもってきているとはいえ、従来の社会教育と同様のものであり、谷本オリジナルの考え方とはいえない。

#### 4. 結論

以上、谷本社会教育論をみてきた。谷本は社会

教育に関して最初期の『新教育講義』で一番詳細に言及されていることが明らかになった。その段階での社会教育論をみると、社会に対する教育活動の拡張、教育内容の社会化という側面をみてとることができる。その方法論は、大学拡張への注目など特筆すべき点もあるが、最終的には当時展開されていた社会教育の方法論とそれほど変わるものでもなかったといえるだろう。谷本社会教育論で特徴的であることは、その多様な方法論を説明する際の豊富な事例にあるのかもしれない。その意味で谷本社会教育論は確かに「翻訳的」である。

また、谷本社会教育論の変遷ということでみれば、教育内容の次元でみれば『新教育』と「社会教育と自治」においてデモクラシーの要素としてのソリダリティーの強調が繰り返し主張されており、その方法論においては芝居や寄席、新聞などの社会的な形成力を改良するという主張及び大学拡張に対する高い評価などが全ての各期の社会教育論において共通していたと評価できる。その点では、彼の社会教育論の根本は『新教育講義』の段階から大きな変化をみることはできないと評価できるだろう。

以上、谷本社会教育論を検討してきた。本論においては、社会教育について述べた文献の再検討を行ってきたが、学校教育との比較について十分に検討を行うことができなかった。今回みてきた社会教育論が学校のあり方とどのように関わるのか。このことを検討することが谷本社会教育をより重層的に理解するためには必要であろう。また、翻訳的とされる社会教育論全体における谷本の位置を定めることも重要である。この点については、他の翻訳的とされる社会教育論を改めて検討することで明らかにしていく予定である。このような過程を通じて、初期の社会教育論のあり方がより明確にされることだろう。

なお、本研究は2018年度吉備国際大学共同研究費の助成を受けて実施したものの一部である。

## 註

- 1) 宮原誠一『社会教育論』(宮原誠一教育論集 / 宮原誠一著, 第2巻) 国土社, 1977所収の諸論文参照.
- 2) 宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』.
- 3) 小川利夫の社会教育史研究の一端は, 小川利夫『社会教育の歴史と思想 社会教育とは何か』 亜紀書房, 1998にまとめられている.
- 4) 佐藤三三「社会教育の誕生: 時期・意味・歴史的事情の検討を中心に」『社会教育学研究』No.51(2) 2015等.
- 5) 松田武雄『近代日本社会教育の成立』九州大学出版会, 2004.
- 6) 倉知典弘「教育令期における教育行政の展開と「職業教育」「社会教育」—『国家生理学』と『行政学教育篇』を中心に—」『吉備国際大学研究紀要(人文・社会科学系)』第26号, 2016, pp.63-75. 倉知典弘「江幡亀寿の教育思想について—公民道徳論の検討を中心に—」『吉備国際大学研究紀要(人文・社会科学系)』第27号, 2017, pp.129-144. 倉知典弘「ドイツ社会的教育学の受容と社会教育: 熊谷五郎の教育論から」『京都大学生涯教育フィールド研究』Vol.6, 2018, pp.3-17. 等.
- 7) 宮坂前掲書.
- 8) 滝内大三『未完の教育学者 谷本富の伝記的研究』晃洋書房, 2014, p.294.
- 9) 福西信幸「谷本富の新教育に関する一考察」『梅花女子大学文学部紀要(人文・社会・自然科学編)』第20号, 1985. 同「谷本富新教育論と宗教教育」本山幸彦教授退官記念論文集編集委員会編『日本教育史論叢』思文閣, 1988. 同「日清戦後における谷本富の教育思想」『梅花女子大学文学部紀要(人文・社会・自然科学編)』第25号, 1990. 同「谷本富の修養論と社会教育論」『梅花女子大学文学部紀要(人文・社会・自然科学編)』第28号, 1993. 同「大正期における谷本富の教育思想」『梅花女子大学文学部紀要(人文・社会・自然科学編)』第30号. 同「谷本富とプラグマティズム」『梅花女子大学文学部紀要(人文・社会・自然科学編)』第33号, 1999.
- 10) 滝内前掲書.
- 11) 竹中暉雄「谷本富の教育学と京都帝大辞職(沢柳事件)理由について」『谷本富著作集第6巻 最近教育学大全 下巻 解説・略年譜』学術出版会, 2011, p.13.
- 12) 滝内前掲書.
- 13) 堀松武一「谷本富における教育思想の変遷」『日本教育史研究—堀松武一著作選集』岩崎学術出版, 2003, pp.109-128. 初出は『東京学芸大学紀要』第21集, 1970.
- 14) 谷本富『将来の教育学全一名国家的教育学卑見』. 以下, 本文においては『将来の教育学』と示す.
- 15) 福西前掲論文.
- 16) 谷本富「所謂新教育とは何ぞや」『系統的新教育学綱要』付録p.46.
- 17) 堀松前掲書p.124.
- 18) 谷本富『新教育講義』pp.525-592. 本節では, 本著からの引用は本文で括弧に頁数を示す.
- 19) 谷本富『文化運動と教育の傾嚮』pp.650-673. 本節では, 本著からの引用は本文で括弧に頁数を示す.
- 20) 谷本富『最新教育学大全』pp.991-1099. 本節では, 本著からの引用は本文で括弧に頁数を示す.